

要介護・要支援者の投票機会の確保について

①投票所での投票

- ・訪問介護サービスの「移乗・移動介助」による移動支援が可能。
(ただし、ケアプランに明記しておくことが必要。)

②入所施設での投票

- ・指定病院等 (※) が選挙管理委員会の指定を受けることにより、入所者は不在者投票が可能となる。

(※) 介護老人保健施設、介護医療院、短期入所、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、
軽費老人ホーム、有料老人ホーム)

(参考：県選挙管理委員会ホームページ)

https://www.pref.shimane.lg.jp/admin/commission/senkyo/shimane_senkyo/fuzaisya.html

③自宅での投票

- ・郵便等による不在者投票が可能。
(ただし、市町村選管からあらかじめ証明書の交付を受けた要介護5の方に限る。)